災害医療

◆令和８年熊本地震における柔道整復師の災害支援活動と今後の課題

公益社団法人　熊本県柔道整復師会　相馬　太志

【key words】熊本地震、柔道整復師、担うべき役割

【Abstract】

【背景・目的】令和８年７月28日に、最大震度７を観測した令和８年熊本地震が発生した。公益社団法人熊本県柔道整復師会（以下：熊本社団）は、平成28年熊本地震では、避難所へ柔道整復師を派遣するプッシュ型支援を展開した一方で、会員の善意と自己負担に依存する課題があった。その経験を踏まえ、今回の地震では被災地のニーズを把握し、必要な場所へ必要な支援を届けるニーズマッチング型の活動を目指した。本発表では、会の報告内容を元に活動を振り返り、今回の活動における成果と課題を報告する。【資料・方法】本活動成果は、熊本社団が公表した内容を元に作成した。【主要所見】本災害において熊本社団は、熊本県との災害協定に基づき、県の保健医療福祉調整本部、行政及び各地域の保健所等と連携し、支援要請、避難所の状況及び活動調整に関する情報を収集した。同年７月31日には、停電した八代市の熊本総合病院において、患者の階段搬送を医療従事者として支援した。また、医療支援及び避難所活動を行うとともに、日本赤十字社熊本県支部と連携し、被災者を支える職員等への支援者支援に取り組んだ。【解釈・意義】医療・行政の調整体制に参画し、前回とは異なる支援活動を実施できた一方、要請や費用支弁の確認を重視した結果、支援活動の開始が後手に回った。被災地に支援ニーズが存在する中、その活動を「医療」又は「柔道整復」と位置付けることにこだわる必要があったのか、災害時の柔道整復師が担うべき役割は何かという課題が残った。多職種とのすみ分けを図りながら、柔道整復師の独自性と災害支援に求められる多様性を両立させる必要がある。今後の課題として、平時から行政、医療関係者、日本赤十字社等と役割及び活動開始基準を共有し、明日起こり得る災害における柔道整復師の活動について議論を深めたい。【COI】開示すべき利益相反はない。【倫理的配慮】本発表は、公刊資料、制度情報及び災害活動の概要を扱うものであり、個人を対象とする研究データ、診療情報及び個人情報を取り扱わないため、倫理審査は非該当である。

◆柔道整復師に必要な災害教育システムの構築に向けて -柔道整復師における卒前・卒後教育の課題と展望-

帝京平成大学　ヒューマンケア学部　柔道整復学科、公益社団法人　日本柔道整復師会　森　　倫範

【key words】卒前教育、卒後教育、コアカリキュラム、災害教育システム

【Abstract】

【背景・目的】柔道整復師の学校教育における災害関連の教科書は、2010 年に刊行された一冊のみで以降改訂がない。さらに災害医療体制はこの 16 年の間に大きく変化した。医師・看護師・PT・鍼灸師のコアカリキュラムには災害対応の到達目標が明記される一方、柔道整復師のコアカリキュラムには対応する目標がない。本報告は他職種との比較からこの教育上の空白を明らかにし、災害教育システムの方向性を示すことを目的とした。【資料・対象】各職種のモデル・コア・カリキュラム、柔道整復師学校養成施設指定規則、既存学校協会指定の教科書、JIMTEF 災害医療研修公開資料、都道府県社団の協定参考資料を対象とした。【方法】各職種コアカリキュラムにおける災害対応の到達目標の記載を比較するとともに、現存卒後災害関連研修(JIMTEF)を分析し、柔整固有の教育ニーズとの適合性を検討した。【主要所見】柔道整復師は平時の外傷評価・固定等、災害時に転用可能な技能を有するが、コアカリキュラムはそれを災害に接続した到達目標を含んでいない。医師・PT は自職種の役割理解、看護師は体系的な能力領域として、鍼灸師は近年「災害鍼灸」として卒前教育に位置づけている。柔整では新規科目化による基本教育の圧迫を避け厳密な定義は行われておらず、卒前教育には限界がある。卒後研修による補完が必要であり、実際、令和 8 年熊本地震では自治体協定に医療救護以外の項目記載がなく活動制限を受けた報告があり、協定の整備状況が活動に影響しうることが推察される。日本柔道整復師会内での新体制整備が進む一方、他職種医療団体との連携は不十分である。【解釈・意義】柔道整復教育の課題は技能の欠如でなく、既存技能を災害医療に接続する到達目標の不在にある。本報告は卒後研修プログラム整備の出発点として意義を持つ。また、自治体協定の全国的実態把握と他医療関連団体との連携体制の整備が今後の課題である。【COI】開示すべき利益相反はない。【倫理的配慮】本発表は、公刊資料、制度情報及び災害活動の概要を扱うものであり、個人を対象とする研究データ、診療情報及び個人情報を取り扱わないため、倫理審査は非該当である。